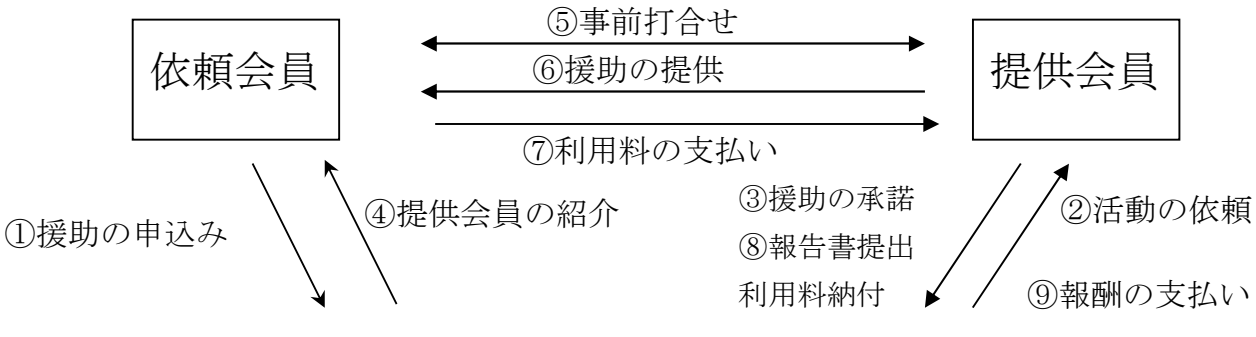
R8.10.29 改定

# 羽咋市ファミリー・サポート・センター

子育ての応援をしてほしい方（依頼会員）、子育ての応援をしたい方（提供会員）が、
お互いに助けたり、助けられたりする子育ての相互援助を行う会員組織です

## 活動の流れ




℡0767 - 22 - 0066（平日８時半から 17 時 15 分）



## 会員の条件

**☆依頼会員・・・**生後２か月～小学校６年生までの子どもの保護者で、
（預けたい方）　羽咋市内に居住し、対象児童と同居している方

**☆提供会員・・・**心身ともに健康で、自宅で子どもを預かることができる
（預かることができる方）　２０歳以上の方（子育てに関する講習を受けていただきます）
※ 資格・経験の有無、性別は問いません。

**☆ 両方会員・・・**依頼会員と提供会員を兼ねる方（両方に登録できます）

**どんな活動？**



- 保育施設等への送迎や施設の開所前、閉所後の預かり
- 学童保育クラブ終了後の預かり
- 保護者の病気、介護、急用等のときの預かり
- 保護者がリフレッシュするための外出時の預かり
- 子どもを連れて出にくいときや、通院等の際の預かり
- 病後児の預かり



裏面もご覧ください

**活動時間・・・**　原則２４時間（ただし、提供会員の都合優先です）

**活動場所・・・**　原則として依頼会員の自宅において預かります
（双方の合意により、変更は可能です）

**利用料金について**　1時間500円(以降30分ごとに250円)
※前年度市民税非課税世帯等の利用料は半額となります。
（ミルクやおやつ、オムツなどは依頼会員で準備してください）

**提供会員の報酬**　1時間800円(以降30分ごとに400円)

**複数の子どもの預かりについて**

原則として、一人の子どもの預かりとなりますが、提供会員の承諾があれば、同一世帯の兄弟姉妹二人まで預かることができます。

**援助が必要になったら**

① 依頼会員は援助の申込みをセンターに電話で連絡します。
（原則、利用の３日前までに申し込みをお願いします。
また、事前の会員登録が必要です。）

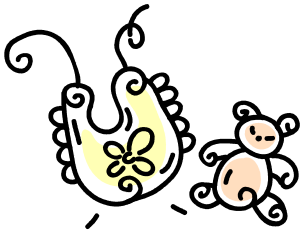
センター受付　℡0767‐22‐0066（平日8時半から17時15分）

② センターは、提供会員に援助の依頼をします。
③ センターが、依頼会員に提供会員を紹介します。
④ アドバイザーが同席し､依頼会員とお子さん､提供会員で事前打合せをします。
※２回目以降利用の場合は、事前打合せを行わない場合があります。
⑤ 援助活動を行います。

**援助が終わったら**

① 提供会員は、活動報告書を作成します。
② 依頼会員は、活動報告書を確認し、提供会員へ利用料金を支払います。
③ 依頼会員、提供会員は、それぞれ活動報告書に署名・捺印します。
④ 提供会員は、活動報告書・利用料をセンターに提出します。

**羽咋市ファミリー・サポート・センター**
場所：羽咋市旭町ア200
羽咋市役所　こども課　子育て支援係内
電話：０７６７‐２２‐００６６



羽咋市ファミリー・サポート・センター

# 会員の心得

R8.10.29

1．ファミリー・サポート・センターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう。
2．お互いのプライバシーを守りましょう。
3．打合せ、活動を通して知り得たお互いの個人情報は、他人に漏らさないように十分注意してください。また、これは退会したのちも同様に守ってください。
4．援助活動は、必ずセンターに連絡してから行ってください。センターを通さずに会員同士で行われた活動については、補償保険は適用されません。
5．約束した時間・内容は必ず守りましょう。もし、変更が生じる場合は、速やかに連絡を取り合ってください。

☆ 依頼会員のみなさんに心がけていただきたいこと☆

① 援助活動の当日は子どもの体調、様子を十分チェックしてください。
② 利用料金は、活動終了時までにおつりのないように用意しておいてください。
③ 依頼をする場合は十分に検討し､安易なキャンセルはしないようにしてください。
④ あらかじめ打合せで確認した内容以外の援助は、要求しないでください。
⑤ 保育施設等へ送迎を依頼する場合は､依頼会員よりその施設へ事前に連絡しておいてください。

☆ 提供会員のみなさんに心がけていただきたいこと☆

**持ち物チェック：会員証・名札・エプロン・印鑑・筆記用具**
**援助活動前チェック：託児部屋のセッティング・トイレを済ませる**

① 活動中は、子どもの安全確保に努めてください。
② 食事（ミルク・おやつ等）を与える時やおむつ交換の時は衛生面に気を付けましょう。
③ 万が一､活動中に事故が起こった場合は速やかにセンターへ連絡してください。
④ 活動中は、会員証を携帯し必要に応じて提示してください。
⑤ やむを得ず、依頼されていた活動ができなくなった場合は、すぐにセンターへ連絡してください。
⑥ 公共施設での託児は、利用者との私語は慎み、施設利用の約束を守りましょう。
⑦ 依頼会員の大切なお子さんを安全にお預かりするために、センターが実施する講習会などには積極的に参加してください。

実際に活動を始めると､ここに書かれていない様々な疑問や問題が出てくると考えられます。
そのような時は、どんな些細なことでも、お気軽にセンターまでお問合せ、ご相談ください。

TEL22-0066

